

教育長あいさつ

開会にあたりひとこと御挨拶を申し上げます。昨年度から引き続きの委員のみなさまには、積極的なご審議をいただきありがとうございました。新しくなられた委員の皆様にはよろしくお願ひします。

昨年度ご審議いただいた答申はすべての関係の職員に印刷をし、それぞれの現場にも配布し、その内容をまとめたリーフレットについてはより重点的な点を取り上げてあります。

全職員に読んでもらいたいものについては、校長、教頭の研修会にて説明し周知をしております。

今年度は高等学校及び特別支援学校の教育課程の望ましい編成・実施のあり方を諮問いたします。どうかよろしくお願ひします。

事務局から高等学校学習指導要領改訂の趣旨説明

今回の高等学校の教育課程の基準の改善は、教育基本法及び学校教育法の改正を受け、これらにおいて明確となった教育の目的及び目標に基づき改訂が行われています。教育基本法では第1章第1条で教育の目的が、第2条で教育の目標が明記されています。

今回の改訂で重要となるのが、まず、教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成することです。「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和を重視し、教育の理念を踏まえ、目標が達成できるよう児童生徒の発達段階に応じて体系的な教育が組織的に行われなければならない(基本法第6条2)とし、伝統や文化に関する教育や道徳教育、体験活動、環境教育等を充実しています。

また、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視することです。これは、各教科をはじめ総合的な学習の時間、特別活動において基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視したうえで、観察・実験やレポート作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を充実し、思考力・判断力・表現力等の育成を図ることを重視しています。このことは、言語に関する能力を国語科のみならず、各教科等においてその育成を目指したものであります。

さらに、勤労観・職業観を育てるためのキャリア教育などを通じ、学習意欲の向上と学習習慣の確立を図るものにしていきます。

最後に、道徳教育や体育などの充実により、体験活動を活用しながら、豊かな心や健やかな体を育成することとしています。

事務局から特別支援学校学習指導要領改訂の趣旨説明

特別支援学校の改訂のポイントについて説明します。

一つ目は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善に準じた改善を図ること。

二つ目は社会の変化や幼児児童生徒の障がいの重度・重複化、多様化などに対応し、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を一層充実する。自立と社会参加を促進するため、職業教育等を充実することです。

この点から、

障がいの重度・重複化、多様化への対応

障がいの重度・重複化、発達障がいを含む多様な障がいに応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかわりに基礎に関すること」等が規定されました。

重複障がい者の指導に当たって、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用する

などして学習効果を高めるようにすることが規定されました。

一人一人に応じた指導の充実

一人一人の実態に応じた指導を充実するため、全ての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け。

学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うためすべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することが義務付けられました。

自立と社会参加に向けた職業教育の充実

特別支援学校（知的障がい）における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」が新設されました。

地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることが規定されました。

交流及び共同学習の推進

障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことが規定されました。

諮問の趣旨説明

高等学校の方から教育課程実施上の配慮事項について説明します。

高等学校及び特別支援学校は、学校の使命や教育方針等に従って各学校が特色ある教育課程を編成することとなります。編成にあたり、共通理解を図っておく必要があること、配慮すべきこと等は教育委員会が示し、各校はこれを参考に教育課程を編成します。具体的には「望ましい教育課程の編成の在り方」について答申をいただき、この答申をもとに「教育課程編成の手引き」を作成し、各校に配布することとなります。

それでは、教育課程実施状況の配慮事項である7項目について説明します。

(1) 義務教育段階における学習内容の確実な定着に向けた教育の推進について

今回の改訂では、高等学校における義務教育段階の学習内容の学び直しについて新たに規定が設けられています。これは、学校や生徒の実態等に応じた教育課程の編成を促すものですが、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る取組が適切に実施されるよう、必要な支援等を検討していただきたい。

- ・学習内容の確実な定着に向けた指導をどのように推進するのか。
- ・中学校と連携した学習指導を図るためにはどのような配慮をすればよいか。
- ・必修教科目の学習の充実に向けた指導方法、指導形態はどのように工夫すればよいか。

(2) 特別な支援の必要な生徒の指導の充実について

平成19年4月に特別支援教育が本格的にスタートしました。本県でも各高等学校で特別支援教育コーディネータを指名し、校内支援システムの充実を図るなど、指導の充実を図ってきているところである。しかし、学校により取組状況に温度差があったり、関係機関との連携が十分でないなどの課題も多く見受けられる。今回の改訂でも教育課程の実施に当たって配慮すべき事項に新たに規定されています。そこで、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の実施の在り方について検討していただきたい。

- ・一人一人の教育的ニーズに応じた教育とは具体的にどのような指導方法、指導体制が考えられるか。
- ・高等学校が専門機関とどのように連携し生徒を育成すべきか。

(3) 確かな学力をはぐくむ指導の充実について

確かな学力を育むための指導の充実については、教育基本法・学校教育法の改正において教育の目標が定められるとともに、学力の重要な3つの要素として、基礎的な知識及び技能の習得、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度（即ち学習意欲）が明確化されました。また、言語活動の充実が必要であるとするのは、義務教育と同様で、義務教育段階の確実な定着を図るよう規定されています。これをふまえ、高等学校教育において確かな学力を確立するために必要な具体的な指導法等の検討をお願いしたい。

- ・「知育・徳育・体育」バランスのとれた学習指導とはどのようなものか。

- ・生涯にわたり学習する基盤が培われるようにするための学習指導はどのようなものか。
 - ・体験的な学習や問題解決的な学習、主体的な学習活動をどのように取り入れるべきか。
 - ・各教科の指導において、批評、論述、討論などの言語活動をどのように取り入れたらよいか。
- (4) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実について
- 道徳教育については、教育基本法・学校教育法で定められた根本精神に基づき、豊かな心を育成するために、一層の充実を図ることとなりました。このことについては、道徳教育の目標を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて行われる必要があることから、新たに道徳教育の全体計画を作成することが明記されています。そこで、学校の教育活動全体を通じて行う、道徳教育の充実と方策について検討をお願いしたい。
- ・道徳教育を推進していくための体制、指導方法はどのように工夫していけばよいか。
 - ・高等学校で取り組むべき重点事項とはどのようなことか。
 - ・家庭、地域と連携した道徳教育の推進はどのように進めて行けばよいか。
 - ・各教科や総合的な学習の時間及び特別活動で、道徳教育をどのように取り入れていくべきか。
- (5) 総合的な学習の時間、特別活動の指導について
- 総合的な学習の時間は、その指導の充実を図るため、総則から取り出し、新たに章立てされています。総合的な学習の時間が教科の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習を行うものであることがより明確化されております。また、特別活動については人間関係を築く力や集団や社会の一員としてよりよい生活づくりに参画する態度の育成を重視しています。これらの取組をとおして知育・徳育・体育のバランスのとれた教育活動の在り方について検討をお願いしたい。
- ・「知識基盤社会」の時代において、総合的な学習の時間が果たす役割はどのようなものか。
 - ・総合的な学習の時間を充実するためにどのような創意工夫が求められるか。
 - ・特別活動を実践していく中で、押さえないポイントは何か。
- (6) 地域への愛着と誇りをはぐくむキャリア教育の推進について
- 今回の改訂で総則に「キャリア教育の推進」が明記されました。これを踏まえ、本県においてキャリア教育を進めて行くにあたり、地域の特性を生かした推進の在り方についてご意見をお聞かせいただきたい。
- ・地域の伝統や文化に関する教育の充実をどのように図っていけばよいか。
 - ・生徒の勤労観、職業観を育てる組織的、系統的なキャリア教育の推進をどのように進めていけばよいか。
- (7) その他
- ・教科を横断して指導する教育等について
(環境教育, キャリア教育, 情報教育, 国際理解教育等)
 - ・部活動のあり方について
- 教科を横断して取り組むべき内容については、教育課程編成の一般方針にありますように、総則では、体育・健康に関する指導があげられています。このほかにもここで示した環境教育等が考えられますが、この点について下記の点についてご審議をいただきたいと思います。また、部活動の規定は、今回新たに規定されました。この点についても御意見を申し上げます。
- ・社会の変化への対応の観点から、教科を横断して取り組むべき内容と指導の方法
 - ・部活動と教育課程との関連をどのように図る必要があるか。また、地域や各種団体との連携をどのように図るか。
- 以上の点について、ご意見をいただきたいと思います。

特別支援学校について、説明します。

このたびの学指導要領は、特殊教育から特別支援教育に転換し、特別支援学校となった最初の学習指導要領となります。

特別支援教育に転換し、特別支援学校、小学校中学校の特別支援学級・通級指導教室に加え、幼稚園や小学校中学校、高等学校の通常の学級も視野に入れた特別支援教育の対象の拡大とともに、学校教育の場だけではなく、関係機関と連携するという場の広がりも明確になりました。

このような背景のもと、特別支援学校の教育課程の編成を考えていくときに、幼稚園、小学校中学校、高等学校に準ずるのみならず、幼児児童生徒の障がいの状態及び発達の段階や特性に配慮するとともに、地域や学校の実態を考慮し特色ある教育課程の編成を行う必要があると考えます。障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応することで自立と社会参加の資質を養うことを目指し、適切な教育課程の編成を行うために検討すべき事項をあげました。

(1) 知的障がい者である児童生徒の指導内容及び指導の方法の充実について

盲、ろう、肢体不自由、病弱教育の教育課程は、小学校中学校に準じており、昨年度小中学校の答申に表されています。そのため、今回は、知的障がい者である児童生徒の教育に関する指導内容及び指導の充実について検討をお願いしたい。

知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合において、各教科等の内容を基に、児童又は生徒の知的障がいの状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定することを総則において示されました。

また、各教科においては、社会の変化や児童生徒の実態の多様化等に応じた指導をより充実する観点から、知的障がい者である児童生徒の指導内容の各教科の目標及び内容の見直しが行われました。さらに、指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱いにおいて、各教科の指導に当たっては、具体的に指導内容を設定するものとともに、より一層生活に結びついた効果的な指導を行うこととされました。そこで、以下の点について、ご検討頂きたい。

- ・児童生徒の実態の多様化等に応じた各教科等の目標及び内容に基づいた具体的指導内容はどのようなものか。
- ・児童生徒の生活に結び付いた効果的な指導を行うためにはどのような工夫が必要であるか。

(2) 「個別の指導計画」の作成、活用、評価のあり方について

特別支援学校の児童生徒の実態は多様化しており、個々の児童生徒に応じた適切な指導が求められていることから、平成11年の改訂において、自立活動や重複障がい者の指導に際して個別の指導計画を作成することとされました。今回の改訂では、これまでの個別の指導計画が活用されてきた実績を踏まえるとともに、障がいの状態が重度・重複化、多様化している児童生徒の実態に即した指導を一層進めるため、各教科等にわたり個別の指導計画を作成することが義務付けられました。そこで、以下の点についてご検討頂きたい。

- ・各教科等における「個別の指導計画」の作成上の配慮事項について
- ・「個別の指導計画」に基づいた授業の観点はどのようなものか
- ・「個別の指導計画」の評価の観点と方法について

(3) 関係機関と連携を図った「個別の教育支援計画」の作成の推進について

小学部中学部の教育においては、これまでも、指導計画の作成等に当たって配慮すべき児童として、家庭、児童福祉施設、医療機関等との連携を密にし、指導の効果をあげるよう努めることが示されてきました。したがって、これまでも保護者との連携はもとより、児童一人一人の障がいの状態等に応じて、福祉施設や医療機関等との連携に努めてきているところです。

そのことをふまえ障がいのある子どもについては、教育関係者のみならず、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の様々な機関が協力し、長期的な視点で乳幼児期から

学校卒業後までを通じて適切な指導と必要な支援を行うために個別の教育支援計画を作成し、学校や家庭、関係機関における支援に生かしていくことが大切であります。こうしたことから、今回の改訂では「個別の教育支援計画を作成すること」が義務付けられました。そこで、以下の点について、検討をお願いしたい。

- ・関係機関と連携した「個別の教育支援計画」の作成と活用をすすめるために配慮すべき事柄について。
- ・「個別の教育支援計画」を関係機関との連携にどう生かしていけばよいのか。

(4) 高等部における新設教科「福祉」の指導について

知的障がい者である生徒の職業教育を充実するための新設された「福祉」については特に社会福祉に関する職業に必要な能力と実践力をつけていくために、地域や学校の実態などを考慮して、適切な内容を選択することが必要です。そこで、以下の点について検討をお願いしたい。

- ・生徒の実態と地域の実状を考慮した「福祉」は、どのような内容が適切であるか
- ・職業教育充実のために「福祉」でつけることのできる能力・実践力にはどのようなものがあるか。

(5) 計画的、組織的な交流及び共同学習の推進について

学校がその目的を達成するためには、家庭や、地域の人々と共に児童生徒を育てていくという視点に立ち、家庭や地域社会との連携を深め、学校内外を通じた児童生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切です。また、特別支援学校や幼稚園小学校中学校、高等学校等がそれぞれの学校の教育課程に位置づけて行う交流及び共同学習は双方の幼児児童生徒にとって意義深い活動であります。平成16年6月の障がい者基本法の改正によって、交流及び共同学習を積極的に促進することが規定されたことを踏まえ、特別支援学校の幼児児童生徒と幼稚園小学校中学校高等学校の児童生徒との交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことが位置づけられました。そのことを踏まえ、以下の点について検討をお願いしたい。

- ・交流及び共同学習を実施する各学校が配慮すべきことは何か
- ・連携して計画実施していくためにはどのようなことに留意すればよいか

(6) 障がいの重度・重複化、多様化に対応した「自立活動」の充実について

今回の改訂では、社会の変化や幼児児童生徒の障がいの重度・重複化、発達障がいを含む多様な障がいに応じた適切な指導を充実するため、「他者とのかかわりの基礎に関すること」、「他者の意図や感情の理解に関すること」、「自己の理解と行動の調整に関すること」、「集団への参加の基礎に関すること」、「感覚や認知の特性への対応に関すること」の5項目を新たに追加しました。また、新たな区分として「人間関係の形成」を設けました。自立活動の指導に当たっては実態把握を基に、個々の幼児児童生徒に必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することになります。さらに、自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものです。

そこで、以下の点について検討をお願いしたい。

- ・新区分「人間関係の形成」の指導をどのように行えばよいのか
- ・各教科等と関連付けて指導を行うための留意事項について
- ・児童生徒の実態に応じて六区分から関連づけて指導内容をどのように設定するのか。

(7) その他

- ・発達段階に応じた教育の連続性の確保について

今回の改訂において教育基本法に義務教育の目的、学校教育法に義務教育の目標がそれぞれに規定されたことを踏まえ、義務教育9年間を見通して、発達の段階に応じた小学部における教育と中学部における教育の連続性の確保が重視されているが、幼稚部並びに高等部までを視野に入れた教育の連続性の確保が重要なものでありますので、2つの点について検討をお願いしたい。

道徳教育

今回の改訂では、道徳教育についても小学校中学校高等学校の学習指導要領に準ずるのみならず特別支援学校独自の項目が三つ示されている。児童生徒の発達の段階を考慮

し、さらに高等部においては、小中学部における目標及び内容を基盤とすると規定しています。

- ・三つの項目それぞれをふまえ連続性を考慮した道德教育のあり方について
キャリア教育

小学部から高等部までのそれぞれの発達の段階を考慮し、将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成は、職業教育につながるものであると考えます。

- ・職業教育に結び付くキャリア教育の指導内容はどのようなものであるか。

以上のことについてご検討いただきたいと思います。

会長

本日の審議の中心的な課題は先ほど説明いただいたページが中心となります。たいへん多くの項目にわたっていますが、慎重に審議をお願いしたい。

ご質問があれば先にかがいます。

= 質問なし =

委員

学習指導要領改訂のポイントの説明を受けたが、資料のどこを見ていいのかよくわからなかった。教育課程基準のポイントを示したものがあれば見せていただきたい。

= 事務局から文部科学省作成の改訂のポイントの資料を配付 =

会長 キャリア教育ということばは今まで用いられていなかったか。また、特別支援学校の福祉について説明を願う。

事務局 キャリア教育とういうことばは、今までも用いられてきたが、今回の改訂で学習指導要領に初めて明示された。

事務局 福祉については、今後の国の説明会で詳しいことがわかる。

会長 幼稚園教育の立場から何かあれば。

委員 障がいのある子どもの保護者の中には、小さいうちは皆と一緒に過ごしたい思いが強い場合がある。保護者自身の中で障がいの受け止めに時間がかかる。また、次につながる支援連携が重要だと感じている。

会長 幼小の支援の連携が必要ということである。

委員 小さいときから一緒に過ごしていると周囲の友達も障がいを意識せず一緒に育つことができる。

委員 今回は特別支援学校の子どものことで、幼稚園での取組とは別であると思う。

委員 幼稚園と幼稚部との連携についてはわからない。

会長 初回であるので、特別支援学校に限った話でなくともよいと思う。幼稚園から高等学校までの特別支援教育についての意見を出してもらいたい。

委員 高等学校での特別支援教育の現状と学校間の格差についてご説明いただきたい。

事務局 高等学校においてもコーディネーターの指名と校内委員会の設置は100%である。組織としての支援体制はできているが、学校によって取組には温度差がある。

委員 普通高校であるが、発達障がいの生徒が何人かいる。特別支援教育コーディネーターを頼りにしているが、詳しい方ならよいが、これから、という方の場合、学校としてどう支えていくかが課題。特別支援学校を経験した教諭が人事異動で高校に来られるとよい。本校の養護教諭が特別支援学校の経験があり大変助かっている。

委員 自校でもいろいろなケースが出ている。特別支援教育コーディネーターもその都度勉強して動いている。問題が生じた時点でチームで臨機応変に解決をしている。

委員 中学校では、正直言って把握が難しい。現状としては様々な対応を行っている。通常の学級の中での子どもの対応が把握できていないのが現状である。学力については、わかる面もあるが、実際発達障がいについては、病院にかかりたくない

- 家庭もあり実態把握はできない。
- 委員 小学校で通常の学級に在籍している児童の追跡をすると、卒業生の中には高等学校へ進学した子どももいるが、おそらく特別な支援が必要だと思う。小学校においては個別の指導計画や教育支援計画を作成しているが、高等学校においても専門の教員のアドバイスを受けながら作成していくことが必要だと思う。高等学校では、義務教育段階での学習の確実な定着についてあげられているが、高等学校段階において、小学校高学年から中学校段階の学習が必要な子がいるということで小学校での指導で力をつけねばと痛感した。15の春をどう迎えるかということで、松江市では小中一貫教育を推進しているが、その中で小中だけでなく幼小中高と連携していくことの必要性を感じる。
- 委員 高等学校の普通科の教師をしてきたが、実際に義務教育を見たときに、各校でそれぞれががんばっているが、小中の連携の必要を感じている。15の中学校校区すべてで、小中が一齐に集まり、顔を合わせることも行っている。例えば、外国語活動を小学校でしているからオーラルはよいが、中学校に入るとスペリングで躓く。小学校のローマ字の学習からアルファベットを書くことをやらないといけないうといったことが、小中で顔を合わせたからできた。中学校から高校でも、今まで高校1年で中学校の復習を行ったり、辞書を引くことをやらないといけなかったこと等が、中高が連携をとることで分かり合えることがある。特別支援教育については、松江市では「だんだんファイル」を作成しており、この活用で支援が繋がるとよいと思う。
- 委員 県P連事務局は北高通信の校舎を借りている関係で、様子を拝見しているが、年々学生の数が増加している。車で来る学生もおられ、地域に定着していることの表れだと感じる。生徒が年々増えているという現状にも目を向けていただきたい。
- 委員 議題からずれるかもしれないが、学習の遅れとか障がいを持つということに限定するのではなく、もしかしたら、救われなかった子どもが孤立し、事件等を起こしているのではと考える。障がいのあるということに限定しすぎないで通常の学級の中でストレスを持っている子についても育てていこうという思いを持ち、島根県では、悲しい思いをする子どもがいないようにしていただきたい。また、高校教育で大切にしたいことの中に、コミュニケーション能力、感性についても入れていただきたい。
- 委員 学校教育法の改正で、特別支援学校には特別支援学校以外の学校に対して必要に応じて助言等を行うことが位置づけられた。県の教育委員会では相談支援体制について周知を行っている。各特別支援学校においては支援部等をもうけ、地域で動いている。浜田地区では、特別支援学校間での連携体制、情報交換をしているが、そのことがより浸透していくといい。人的な支援がないために校内でやりくりしている状況である。支援学校がこのような活動を行っていることについて地域に認識してもらいたい。教育課程の実施上の配慮事項(1)について、知的障がい以外の障がいについても、子どもが多様化している。知的な学力と生活に根ざした学力をどう結びつけるかが課題である。学習指導要領では、知的障がいとそれ以外の障がいと分けて書いているので、このことは知的障がいの特別支援学校以外の学校にも重要であるので、取り入れてほしい。
- 会長 知的障がい者を取りあげた意図は何か。
- 事務局 知的障がい以外の障がいについては準ずる教育を行っているので、昨年度幼稚園、小・中学校において、すでに答申をいただいたため、今年度は知的障がい教育について取り上げた。
- 会長 先ほどの関連を踏まえて、意見について事務局どうか。
- 事務局 承り、検討したい。
- 委員 健やかな体作りについて着目したい。自立に向かう年代として、卒業後、就職等自立に向かうが、その生活の自立ということについてである。大学の学生を見て

- いて、生活リズムの確立と健康な食生活の自立が難しいと感じている。大学生になって一人暮らしをして、直面する課題である。高等学校においても教科を横断して指導するなかで取り組んでほしい。食品のリテラシーについても、10代の頃に指導してほしい。(7)教科を横断して指導する教育についてのところで、ぜひご検討いただきたい。
- 委員 高等学校で特別な支援が必要な生徒に対しての幼小中からの情報をきちんと伝えて行くことが重要ではないか。高等学校につながるようにしてほしい。県全体として情報を伝えていけるようにすることが重要。
- 委員 キャリア教育について、普段学生と接しているが、小中学校での職場体験等の体験が生きている学生がいる。ただ現場を見るだけでなく、職業に就くときに何が大切なのか、キャリア教育と学力の関連など意味づけて伝えてほしい。
- 委員 このリーフレット(「島根の教育で大切にしたいこと」 H21年度島根県教育会作成)を拝見して、よいものを作っていたと感じる。
- 委員 小中学校はもちろん高等学校では、もっと島根にこだわる観点を今後の審議に強く入れていく必要があると思う。提案ではその観点が少ない。高等学校教育は島根と言うことにこだわってもいいのではないか。
- 委員 特別支援教育について、障がいということにもう少し力点をおいてはどうか。一般の高校と違って、編成のあり方の中にもっと「障がい」ということを入れるべきではないか。
- 会長 昨年度、幼小中にもそれぞれ特別支援の項目を取り入れることが委員の大半の意見であった。
- 委員 小中の、ふるさと教育の中に竹島が初めて取り上げられております。高等学校にも何か島根県らしい特色が出れば、また、特別支援学校にも島根県らしい特色がはいればと思います。
- 委員 高等学校の特別な支援が必要な生徒について。ノーマライゼーションの中で通常の学級の中でという思いが強い保護者がいる。特に親の希望で普通学校で教育を受けさせたい要望が強い。助かったのは、幼稚園や中学校に通級教室の先生にきてもらい、アドバイスや指導がもらえ心強かった。高等学校でもそのような制度ができないかと思う。実際に高等学校には障がいのある生徒がたくさん入っている。
- 委員 通信制と定時制の高等学校が来春できることはありがたいことである。以前の通信は働く青少年であったが、現在は普通の高校に適應できない生徒が在籍している。学校というのは時代を経て変わっていくものだと感じる。
- 委員 キャリア教育に関連して、高等学校生徒が年間3回来園しその一人が卒業後さらにボランティアとして休み中来ていた。進学も幼児教育へ進んだ。高校側が受け入れ側にどういう指導を望んでおられるかがわかると、学生に指導もでき、人材育成にもつながる。
- 会長 今回は1回目ということで、特別な支援が必要な児童生徒について皆さんにお話しいただいた。あと2回あるので、具体化してイメージがもてたらと思う。

次に二つ目の議題であります専門調査員の設置について説明をお願いします。

事務局

島根県教育課程審議会専門調査員の設置についてご説明します。

島根県教育課程審議会規則第三条第二項において「審議会は、特別な事項を調査審議するため必要があるときは、教育職員、関係行政機関の職員又は学識経験のあるものの意見を求めることができる」と規定しており、これに基づき専門調査員を置く必要があると考えます。

専門調査員は島根県教育課程審議会で審議される教育課程の基準に関する事項について調査研究し、審議会に報告することとなります。

今回、高等学校及び特別支援学校学習指導要領の改訂に伴う審議のため、専門調査員は、

高等学校部会又は、特別支援学校部会のいずれかに属することとします。

高等学校部会においては、各教科より1名及び定時制通信制各1名の14名を委嘱し、特別支援学校部会においては特別支援学校より10名、小中学校より各1名の12名を委嘱することとします。専門調査員の任期は第1回専門調査員会の開催日より平成22年3月31日までとします。

別案のとおり専門調査委員設置要領を定め、専門調査委員会を設置することについて伺います。

会長 よろしいですか。

委員 賛同

会長 意見がないようですので、事務局のほうで専門調査員会を設置し、進めていただきますようお願いします。

協議事項は以上ですが、委員の皆様から、全体を通してご意見ご質問がありましたらお願いします。

ないようですので、協議を終了します。

教育監あいさつ

先日文科省前課長に会う機会がありました。今回の改訂の目玉は言語活動であるとのことで、子どもたちの今をよく見て、将来を見据えることが重要であると感じています。

ご意見にあった「島根らしさ」を取り込んでいきたいとは思いますが、高校、特別支援学校でどのように表現できるか、今後も皆様方のご意見をお願いしたい。

閉会 以上を持ちまして、第1回教育課程審議会を終了します。